

総務課 お知らせ



お問い合わせ
☎63・2051

5月19日(水) Jアラート試験放送

5月19日(水)に、Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行います。
町内一円に設置している防災行政無線施設から、次の内容が放送されます。

【内容】

(上りチャイム音)

「これは、Jアラートの

テストです」

(3回)

「こちらは防災日高町です」

(下りチャイム音)

【日時】5月19日(水)

午前11時00分頃



企画 まちづくり課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3806

空き家解体の 廃棄物処理費 補助事業

長く空き家となっている建物を対象に、解体・撤去にかかる廃棄物処理費用を補助します。

補助対象

町内の個人所有住宅で空き家の解体および撤去に要する廃棄物処理費用

【補助要件】

- ① 個人の所有物件であり、借地の場合は土地所有者の同意を得ている建物であること
- ② 解体撤去事業者は、町内業者であること
- ③ 公的補償費の対象家屋等は対象外とし、かつ、関連又は重複する補助がないこと
- ④ アパート等事業の用に供していた家屋等でないこと
- ⑤ 隠居・納屋・倉庫のみの解体ではないこと
- ⑥ 補助金申請時おおむね1年以上居住していないこと
- ⑦ 申請時に築40年以上経過していること

申請者

個人の家屋等の所有者で、町税および使用料等を滞納していない方

補助金額

解体・撤去にかかる廃棄物処理費用全額(上限50万円まで)

※お一人につき1回限り

提出書類

申請に際しては、事前に直接、企画まちづくり課(役場別館3階)までお越しください。

申請時

補助金交付申請書、見積書等、固定資産税土地・家屋課税台帳兼名寄帳(税務課で入手できます)、位置図および現況写真、その他町長が必要と認めるもの

完了時

実績報告書、産業廃棄物業者の請求書・領収書、産業廃棄物管理票(A票)のコピー、写真、その他町長が必要と認めるもの

事業年度

令和元年度
～令和3年度の3か年



令和3年経済センサス 活動調査を実施します

● 令和3年6月1日現在、全国すべての事業所および企業が対象になります。

● この調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、経済活動を全国的及び地域別に明らかにする、統計調査の中でも重要な調査の一つです。

● 調査の結果は、国および地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。

● 調査は、主に個人経営の事業所・新設された事業所などを、調査員が直接訪問して行う「調査員による調査」と、主に支社等を有する企業の本社宛てに調査書類を郵送して行う「国、県による調査」があります。

経済センサス 活動調査



ぜひ/
インターネットで
ご回答ください!

● 回答いただいた内容は、統計法により、統計作成目的以外(税の資料など)に使用することとは絶対ありません。

● 調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いたします。

詳しくは、企画まちづくり課
(☎63・3806)まで。

住民生活課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3800

本人通知制度 について

本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。

● 制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民生活課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

● 申請に必要な物

本人であると確認できる書類と印鑑が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

● **本人通知の対象となる証明書**
住民票や戸籍に関する証明書

※一部、制度の対象外となる場合もあります。

● 通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

● 開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

人権相談・行政相談・ 心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

5月17日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。